

中間年の見直しによる事業計画（案）

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定に係る考え方

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育・保育」「地域型保育事業」、及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 当計画における提供区域について

以下の検討により、当計画における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下表のとおり設定します。

利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要性

保育所整備等を進める指針としてきた「川西市保育所整備計画」との連続性

「川西市高齢者保健福祉計画 第 5 期介護保険事業計画」における「住み慣れた地域での日常生活ができるために日常生活圏域（概ね 30 分以内に駆けつけられる圏域が理想的な圏域であるとされている）」との整合性

【 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

区域	教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
市全域	幼児期の教育 幼稚園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・育児支援家庭訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） ・妊婦に対する健康診査
中学校区	乳幼児期の保育 認定こども園 保育所 地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業

2 計画期間における人口推計

資料 4 - 1 参照

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 計画期間における量の見込みの算定方法

資料 4 - 1 参照

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

提供体制の確保方策の実施時期

教育・保育の利用希望に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等の提供体制の確保については、計画期間の平成 31 年度までに対応することをめざし記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業に関しても同様に、平成 31 年度までに提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

教育・保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育・保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育・保育施設・事業等をもって確保方策の内容としています。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

- ・市内に立地する各幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可定員を基本に、各施設の利用実態等を加味した数値を記載しています。この上で提供体制が不足する区域について、新たな施設・事業の整備を実施する計画としています。
- ・幼稚園・認定こども園の教育標準時間の利用にかかる確保方策は、市内の既存施設において量の見込みを超える認可定員数が存在していることから、市内の量の見込みは市内の施設で提供体制を確保するものとして数値を記載しています。

○ 市外施設の利用

- ・利用実態を勘案し、当該市町との協議により調整を行った数値を記載しています。

○ 企業主導型保育事業

- ・定員数のうち、事業主の従業員が利用する「従業員枠」とは別に定員の半数以下で設定ができる地域住民等が利用する「地域枠」の一部を記載しています。

○ 地域保育園

- ・平成 29 年 4 月現在の「川西市地域保育園助成金」の助成対象となる、入所児童数をもとに記載しています。

○ 他中学校区を利用

- ・保育所・認定こども園等の保育認定にかかる確保方策は、市内既存施設の利用実態や有効活用の観点から、提供区域としている中学校区内で提供体制が不足している場合について、利用実態を踏まえ、余裕がある中学校区の施設の利用を想定しています。

4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策

区域別の保育施設の量の見込みならびに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

<市全域> (各中学校区の量の見込み及び確保方策の合計値)

ア．川西南中学校区

イ．川西中学校区

ウ．明峰中学校区

エ．多田中学校区

オ．緑台中学校区

カ．清和台中学校区

キ．東谷中学校区

資料 4 - 3 参照

教育施設の量の見込みならびに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

<市全域>

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

資料 4 - 4 参照

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の内容を実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

(6) 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児支援家庭訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる場所を提供する事業です。

(8) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園で一時的に預かる事業です。

(9) 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児、または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育所・医療機関等に設置された専用室で預かる事業です。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）(就学児)

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かる等の子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

(12) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めることとされています。この利用者負担額のほか、教育・保育施設等によっては日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用（実費徴収等）や上乗せ徴収を行う場合があります。

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収等について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保障するため、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が重要となるため、次のような取り組みを進めます。

幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

教育・保育の質の向上のためには、各施設の現状を評価し、研修体制を整えることが不可欠です。日常の保育において子どもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育・保育を常に改善するためにも研修への参加を促します。

幼稚園教諭と保育士等の合同研修等の実施

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修等を開催します。

特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう専門機関と連携するとともに、職員の資質向上に努めます。

教育・保育に関わる職員の処遇改善

教育・保育事業の量的確保や質の改善のためには、資質の高い幼稚園教諭、保育士等の確保が重要となります。今後とも国の制度を活用するなど、教育・保育の担い手となる幼稚園教諭、保育士等の処遇改善に努めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では保護者の就労状況や家庭環境等の変化に関わらず、ニーズに応じ多様で質の高い教育・保育、地域の子育て支援が受けられる体制づくりの推進をめざしています。

この実現において、幼稚園と保育所の機能や利点をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設として大きな役割を果たします。とりわけ、認定こども園の4つの類型の中でも幼保連携型認定こども園については、新たに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性の確保ならびに小学校における教育との円滑な接続に配慮して策定され、園児の発達の連続性を考慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育や、児童の在園時間や登園日数の違いを踏まえた教育・保育などを展開していくこととされています。

認定こども園の開設については、本計画に掲げる「量の見込み」と「確保方策」の状況や、地域のニーズ、他の教育・保育施設とのバランス、次章に記載している「市立幼稚園と保育所のあり方」などを考慮しながら実施に向けた検討を行います。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、また乳幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤としてつながり、「生きる力」の育成をめざします。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の交流や意見交換、合同研究等、子どもの育ちと学びをつなぐための連携を行い、小学校への円滑な接続のために取り組んでいきます。